

第16回 熊野川懇談会

議 事 録

令和3年10月31日（日）

開催方法 Web会議

○紀南河川国道事務所

定刻となりましたので、ただいまより第16回熊野川懇談会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます紀南河川国道事務所調査課長の八木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の熊野川懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、懇談会の模様はユーチューブでのライブ配信により公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員の出欠につきましては、岸上委員、早坂委員、山本委員がご所用のためご欠席と伺っております。したがって、懇談会委員総数15名のうち12名の委員の皆様にご出席をいただいております。熊野川懇談会規約第6条3項、懇談会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立すると記載がありますとおり、定足数に達しておりますので、本懇談会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

まず初めに、会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。この懇談会では、議事録を作成しております。ご発言の冒頭でお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。また、本懇談会は、ウェブで参加されておられる委員の皆様は、ご発言される以外にはマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。懇談会の終了は16時を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料ですが、議事次第、熊野川懇談会委員名簿、第16回熊野川懇談会出席者名簿、資料-1、熊野川河川整備計画の目標について、資料-2、関係住民の意見聴取方法について、参考資料で、新宮川水系河川整備基本方針、以上合わせまして6点でございます。

それでは、お手元の議事次第に沿って議事を進めていただきたいと思います。本日の議題は、1、熊野川河川整備計画の目標について、2、関係住民の意見聴取方法(案)について、3、その他です。

まず、開会に当たりまして、近畿地方整備局河川調査官の成宮よりご挨拶申し上げます。

○成宮河川調査官

成宮近畿地方整備局河川調査官 河川調査官の成宮でございます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中ご出席賜りまして、ありがとうございます。本日も、前回に引き続きましてウェブ会議での開催とさせていただきました。何かとご不便をおかけしますこと、ご容赦いただければと思っております。

前回の懇談会で、新宮川水系の河川整備基本方針を情報提供させていただいたところでございますが、先日、10月15日に正式に変更となりました。これは、気候変動を踏まえた河川整備基本方針としては全国で初めてとなるものでございます。この後は、河川整備基本方針を具体的にどう実行していくかといった具体的な計画ということで、河川整備計画の策定を本格化させていくということになります。この計画の策定に当たりましては、学識者のご意見、関係住民のご意見、関係都道府県のご意見を伺うということが河川法の中で定められています。学識者のご意見を伺うということで、本懇談会の先生の皆様方には、基本方針の策定以前から先行してそのあり方についてご意見をいただいていたところでございますけれども、具体的な本文の記載ぶりですとか、具体的な整備内容については、今後河川整備計画の原案というものを示した上でご

意見を伺うということになってまいります。これに先立ちまして、本日はまず目標の考え方についてご意見をいただきたいと考えております。あと、関係住民の意見聴取方法についてもご意見を伺いたいということで、本日は資料をご用意させていただきました。

本日は忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○紀南河川国道事務所

それでは、藤田委員長より開会のご挨拶をよろしくお願いいたします。

○藤田委員長

皆さん、こんにちは。ウェブでのご参加の皆様もこんにちは。よろしくお願いいたします。京都大学防災研究所の藤田でございます。今日は、日曜日ということ、またウェブ会議ということで、ご不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど紹介がございましたように、新宮川水系河川整備基本方針が決定されました。前回の懇談会で、皆さんに基本方針の内容をご覧いただきましたが、基本的に内容は変わっておりません。また、懇談会でいただいた様々なご意見につきましては、ほとんどがこの基本方針に織り込まれておりますので、委員の方々も一度この基本方針を見ていただいて、ご自身のご意見が反映されているかということも見ていただけたらと思います。

この基本方針に沿って熊野川河川整備計画が策定されていくということでございますが、いろんな課題があると思います。まず1点は、この基本方針が気候変動を考慮したということでありまして、気候変動を考慮した洪水に対してどのように治水安全度を高めていくかという点、それから、流域治水ということが入っております、流域治水の中でこの河川整備計画をどのように位置づけるかということも大事な点だと思います。それから、言うに及ばず熊野川は歴史的、文化的価値が非常に高いと。それから、豊かな自然環境を持っているということで、そういったものをいかに保全していくかということもこの河川整備計画の中で重要なことだと思います。また、熊野川は古くから電力開発など利水が行われてきた川でございますので、そういった利水事業についてどういう位置づけをされるのかということも重要な点だと思います。

以上のようなたくさんの方の視点がございまして、いろんな視点から今日説明される内容についてご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の挨拶は以上でございます。

○紀南河川国道事務所

それでは、これより議事に入らせていただきます。藤田委員長、よろしくお願いいたします。

○藤田委員長

それでは、議事を進めさせていただきます。議事は2つございますが、1の熊野川河川整備計画の目標について、及び議事2の関係住民の意見聴取方法(案)について、この2つについてまずは紀南河川国道事務所からご説明をお願いいたします。この2つのご説明の後に意見交換の時間をとりますので、よろしくお願いいたします。

○紀南河川国道事務所

資料説明をさせていただきます紀南河川国道事務所の岡崎です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、資料-1と資料-2を併せて説明させていただきます。

まず、資料－1の1ページ目をご覧ください。本日もご議論いただきたい内容を示しております。赤枠部分となりますが、河川整備計画の目標としまして、基本的な考え方を5つお示しします。また、資料－2のほうでは、河川整備計画原案に対して住民の皆様からご意見をお聞きする方法をお示しいたします。それらの内容について、ご意見、ご議論をお願いいたします。

2ページ目をご覧ください。ここでは、熊野川河川整備計画の構成をお示ししました。大項目といたしまして(1)から(4)、4章で構成するものになります。今回、第3章の赤字部分、①の基本的な考え方、もう1つは④の治水に関する目標、これらについてご説明をさせていただきます。

3ページ、まず基本的な考え方になります。このページにお示しした5つの柱、これは河川整備計画のいわば理念という形としまして、目標を立てる上で基本的な考え方ということで明記しまして、計画を立てていこうかと考えております。丸囲みの治水、環境、利水の分類は、主たる整備が関連するというので、表示をさせていただいたところになります。

4ページをご覧ください。先ほど理念という形でお示ししましたまず1つ目になります。「気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害から地域を守る」です。右上の写真に示すような自然環境や風土、歴史などに配慮した河川整備、あと、右の下のほうにありますけれども、既存ダムの施設管理者と連携、事前放流や施設改造等に向けた調査・検討など、既存ダムによる洪水調節機能を強化するという事です。左側になりますけれども、施設能力を上回るような洪水も対象とした流域治水ということで、これらを進めるための柱、理念という形で掲げさせていただきました。

5ページ目、次の柱としまして、「持続可能な総合的な土砂管理を実現する」です。図にありますように、左側が下流で、右が上流のほうになっていくんですけども、土砂の移動に関わる下流部の砂州管理、河道掘削、あと、真ん中にありますけれども、中流部のダム堆砂、濁水の問題、上流部の治山・砂防、森林整備というような課題がございます。これらを流域一貫で捉えまして、加えまして河川の生態系、景観、発生土砂の利活用という観点でも配慮をするということで、持続可能なコスト削減というところも意識した土砂管理を進めるための柱、理念という形で整理しております。

6ページ、「世界遺産の川にふさわしい河川環境等を保全、継承する」という形です。左上にありますように礫河原の保全、右上にありますような河口干潟・ワンド、あと、歴史ある豊かな河川環境の保全に配慮した対応というものがございまして、下の写真の真ん中にありますような歴史の風景、右下にありますように舟運等、文化が継承されるような対応、これらに関係機関等が実施するというふうな流れで理念を掲げると。それに必要な環境モニタリングも行うというようなところで、この柱を掲げさせていただいております。

7ページ、「水辺のふれあい・交流を育む空間を形成する」という内容です。左上にありますように、支川相野谷川を河川フィールドにしまして環境学習、右上の河川の清掃活動、真ん中下にありますように、ミズベリングと題しまして、河川を身近に感じてもらうというふうな取組を進めるといふ、河川にもっと興味を持ってもらうような理念を掲げたという内容になります。

8ページ、「水文や土砂移動などを調査、研究する」です。左上にありますように河口砂州、真ん中の砂州のモニタリング等による土砂動態の分析、右にありますように塩水遡上、その下の地下水調査等の事業への影響調査、あと、左下にありますように降雨予測技術を含め、今後技術の

高度化に沿って調査・研究を大学などの研究機関と連携しながら行い、あと、現場の人材育成を進めていく。そのための理念としております。

以上が基本的な考え方について、柱として5つのテーマという形でご説明いたしました。

9ページからは、治水に関する目標をご説明します。冒頭説明しました④に相当する部分になります。これは熊野川河川整備計画の治水の目標をお示ししたのになります。柱は3つございます。河道整備、洪水調節機能の強化等、流域治水の推進、これらに対して目標を設定しております。以下、個別にご説明します。

まず、10ページをご覧ください。1つ目の目標ですけれども、「基準地点相賀において22,000m³/sの流量を安全に流下させる」としました。基本方針の将来目標に向けまして、下流部では今も河道掘削を行う必要があります。紀伊半島大水害後の10年ですけれども、同規模の洪水の再度災害防止という観点で、水位を下げるために掘削をずっとやってきておりました。治水効果を上げた一方で、河川の生態系であったり、塩水遡上など、河川もしくは沿川に与えたインパクトは相当なものだったと考えております。

資料の横断面に、今約1mから4.5mという表示をさせていただいております。これは22,000m³/sの河道断面を確保するために今後必要となってくる掘削の深さという形でイメージいただければと思います。熊野川の河道掘削におきましては、自然環境、景観、歴史や文化への配慮、また、土砂の再堆積や砂州管理等というのが課題になっております。今後の掘削におきましては、河川環境への影響や河積の変化、土砂動態などのモニタリングや分析をしながら、計画的に事業を実施していく必要があると考えております。

このような、河川が多面的に抱えている課題、影響、これらを監視しなから、河道掘削を実施していくことを考えておりますので、整備計画期間内の30年につきましては、相賀地点22,000m³/sの流量を安全に流下させる形で、目標とさせていただきました。

11ページ、次の目標としまして、「平成23年9月洪水と同規模の洪水に対しても、水位をできるだけ低下させることに努める」です。熊野川流域では、紀伊半島大水害と同規模の洪水を対象とした目標を掲げることは非常に重要なことだと考えております。下の左側の図は、河川整備基本方針で洪水調節機能の強化等を表示しておりますけれども、既存ダムの事前放流や施設改造等に向けた調査・検討などにより1,000m³/sを調節するということで変更されたこととなります。これを前提に、右側のほう、既存ダムの事前放流による効果を模式化しております。先ほど述べました相賀地点22,000m³/sを超える洪水があった場合ということを模式化しております。短期間の洪水であれば、事前放流等の効果が発現するということを目指しております。真ん中のピンク色で塗りつぶした部分になります。22,000m³/sよりも大きい洪水が来た場合に効果を発揮する場合があるという模式図になります。河川整備計画におきましては、22,000m³/sの河道整備に加えまして既存ダムの事前放流や施設改造等に向けた調査・検討などによる洪水調節機能の強化によりまして、平成23年9月洪水と同規模の洪水も対象として掲げました。河川管理者と既存ダムの施設管理者などが連携しまして、水位をできるだけ低下させることに努めるということを目指します。

12ページ、「あらゆる関係者が協働して、人命・資産・社会経済の被害軽減を図る」です。気候変動の影響で頻発化・激甚化する水災害に対し、水系内の人命、財産を水災害から守ることを目指すために、河川整備基本方針においても、河川整備は一定規模の整備となりますけれども、

人命を守り、経済被害の軽減のためには、想定できる最大規模までも対象とする。そのために総合的かつ多層的な治水対策を推進する。こういう考え方を基に変更されたというところです。河川整備計画では、その考えを基に新宮川水系流域治水プロジェクトとして、あらゆる関係者が協働、実行できるということを目標に掲げていきたいと思っております。

13ページ、こちらは河川整備計画と河川整備基本方針との関係についてお示ししたものです。前回の懇談会でお示したイメージ図をブラッシュアップしたものになります。横軸が時間軸になっていまして、縦軸が治水安全度を示しています。凡例にありますように、計画を太い矢印、実施のイメージを少し細い矢印という形で、明確に分けさせていただきました。時間軸を見ていただきますと、現在の部分に現時点の再度災害防止対策の目標である19,000 m^3/s 、この太い矢印に向けて、実施の細いブルーの矢印が斜めのほうに近づいていっています。今、今年度を目標にこの再度災害防止対策が実施されまして、太い矢印の19,000 m^3/s に近づいていく。達成に向けて進めているということを表しております。今回、河川整備計画の目標を22,000 m^3/s プラス3,000 m^3/s という形になりますけれども、これが実施されると、治水安全度の赤字のところにありますように22,000 m^3/s という形で次の目標を掲げまして、それに対して現在から30年後に向かって、さらにまた太い矢印で事業を実施していくと。そういうイメージになります。オレンジ色のところにお示ししていますけれども、30年間で目標を超えるような水災害の発生、もしくは事業進捗によって事業を見直す場合もあると考えております。このように段階的に河川整備基本方針の目標、24,000 m^3/s というところに向けて、段階的に進めていくというようなイメージになります。

一方、流域治水という内容ですけれども、緑色で守備範囲を示しておりますけれども、時間軸で見ますと、新宮川水系流域治水プロジェクトが作成された令和3年3月からスタートされているということになります。縦軸は、想定できる最大規模までも対象とするという趣旨を踏まえまして、方針の目標を超えるところまで矢印を伸ばして対象範囲を明示しています。

資料-1につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料-2をご覧ください。こちらは、関係住民の意見をどのようにお聞きするか、その方法についてご説明させていただきます。真ん中の図は、河川法上、河川管理者が作成する左側点線で囲まれている河川整備計画の過程で、赤点線で囲まれている部分で関係住民の皆様からご意見をお聞きすると、そういうタイミングを示させていただいております。

2ページ目、ご意見を聴く内容をお示ししました。近く河川整備計画原案を公表する予定になっておりますけれども、その後、図面に示しております方法でご意見をいただくかと考えております。3つございますが、左側2つにつきましては、アンケート形式によるもので、ホームページを使ったインターネットと紙ベースでのアンケートの実施というものになります。もう1つは、公聴会の実施。これを開催しまして、ご意見をいただくかと考えているところです。アンケートにつきましては、以前懇談会の中でご議論いただいたと聞いておりまして、当時全戸配布というようなご意見もいただいたということですので、今般のインターネットやスマートフォンの普及とか、流域外の方々にも広く意見を募集できるという点も考慮しまして、今回のご提案とさせていただいたところです。

3ページは、公聴会の実施方法の案を示させていただいております。会場としましては、流域内の和歌山県、三重県、奈良県で公聴会を実施します。和歌山県は新宮市、三重県は御浜町、奈良

県は十津川村での開催を予定しております。対象者は、流域内にお住まいの方々ということで、募集方法としまして、事前にご意見をいただける方を募集させていただきます。その際にご意見もいただくかと考えておりました、公聴会を開催した際に、その場でご意見をいただいて、いただいた意見に対して追ってご説明、回答を、公表も含めて返すというようなやり方だと考えております。

4ページ、アンケートの実施方法になります。近畿地方整備局と、もう1つは熊野川懇談会のホームページで意見提出様式を掲載させていただきます。紙のアンケートにつきましては、懇談会資料の閲覧場所、28か所ございますので、そちらで配布しようかと考えております。募集期間は約1か月ということにしまして、ご意見をいただくと考えておりました、公聴会、アンケートともにご意見は匿名とさせていただきます、あと、ご意見とそれに対する回答をホームページで公表するというような予定をしております。

以上、関係住民のご意見をお聞きする方法について説明させていただきました。

5ページ、最後になりますけれども、今後のスケジュールをご説明いたします。本日10月31日に第16回の懇談会を開催するということになりまして、次回の懇談会では河川整備計画原案と、あと、住民からご意見をいただくやり方というところを公表するタイミングで懇談会も開催するというのを予定しております。その後、右のとおり、公聴会、アンケートによりまして住民からのご意見をいただいて、またそのご意見を公表するというようなタイミングがございませけれども、その間に左側の点線囲みのように河川整備計画原案につきまして、懇談会の委員の皆様から原案への意見をいただく、そのような機会を設けようかと考えております。その次の懇談会、左側の一番下の懇談会ですけれども、こちらのほうで、懇談会と住民からのご意見をいただいたものを踏まえた原案というもので最終ご確認をいただくと、そのような予定をしております。それらを踏まえまして整備計画(案)としまして、その後、県知事、関係市町村長からのご意見を踏まえまして、河川整備計画の策定となる運びを想定しております。

以上で、資料-1、2の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○藤田委員長

それでは、今ご説明をいただきました熊野川河川整備計画の目標について及び、関係住民の意見聴取方法について、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。オンラインで参加の委員の方々は、リアクションで手を挙げるか、直接ミュートを外して声を出して質問していただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

2つの資料について、どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

○井伊委員

資料-1の12ページと13ページで、流域治水について説明をしたと思うんですけれども、12ページはかなりいろんなことが書いてあって、13ページでは、流域治水についてさらっと説明してもらったので、横軸の時間の関係と縦軸の関係をもう少し説明してもらえますか。

○紀南河川国道事務所

まず、流域治水の時間軸になります。流域治水につきましては、国土交通省を含めたありとあらゆる関係者が水災害に対して被害を軽減するというので、今年の3月に全国一斉で流域治水プロジェクトというのが策定されまして、今、関係機関と一緒に動き出しをしているということ

になります。横軸の起点のR3年3月が、まさにそのタイミングになっています。

流域治水といいますのは、縦軸にも関係しますが、ありとあらゆる洪水、水災害に対して守備範囲にしております。加えまして、ありとあらゆる関係者といいますのは、これからもいろいろ参画されていくという形で、どんどん関係機関を増やしながら実施していくという形になります。これは河川整備基本方針の理念としてもうたわれていることで、これからずっと動き出しをされまして、整備計画を過ぎても実施されていくということで、横軸がずっと延びているというようなイメージを持っていただけたらと思います。

プラス、縦軸のほうですけれども、こちらにつきましても、現在のスタートから、これは基本方針の話で先ほど説明させていただきましたけれども、河川整備だけではなくて、河川整備以外の関係者とも水災害を軽減するために動き出しをしておりますので、想定できる最大規模までも対象にするということで基本方針にもうたわれる中で、流域治水プロジェクトを実施していくということで、縦軸のほうにつきましても目標というものは特段構えずに、河川整備プラスアルファであらゆる洪水も対象にするということで、縦軸も上のほうに突き抜けていくと、そういうような見せ方をしたところになります。

○井伊委員

よく分かりました。というよりも、今、具体的に流域治水とはこういうものかというのではないと思うんですね。これから考えていくということですよ。いろんな関係機関と調整しながらやっていって、今回いろいろ河川整備について考えてもらっていると思うのですが、気候変動が起きるといっても想定してやっているわけで、想定内で収まればいいけれども、当然そういったことを超えるようなこともあるし、想定外の洪水が起こる場合もあると。そうしたときに、完璧に守るといのは難しいので、いろんな方策をやっていく必要があるだろう。

例えば、一番の問題点は、低い土地に住んでいる人たちに対してどういうふうにやっていくか。今は全ての住民が住んでいるところに対して補償しなければいけないということをやっているけれども、それはなかなか難しくなって、危険度みたいなものをつけたとき、危険度のあるところは今後は徐々に引っ越してもらおうといった新しい都市計画というか、そういったインフラの考え方をしていかないと、全ての橋を造るとか、全ての道路を守るとか、全ての住宅を守るというような、そういうことは恐らく予算的にもできなくなると思うんです。

そういったときに、非常に難しいんですけども、総合的に考えるということは大事だし、そういうことを前から言っていたんですけども、言うのは簡単なんだけれども、どうやってやるかということで、これをきちんと立ち上げてしまえば、大きな枠ができるわけだから、その大きな枠の中で、国だけじゃなくて、県とか市町村が入って動くというふうに考えてもらっているんですかね。

○紀南河川国道事務所

先ほど3月に立ち上げたということで、これはあくまでスタートだと考えております。その中でも、おっしゃられる県とか、あと電源開発も入っておりますので、こういう枠組みの中で、さらに課題の共有をしまして、総合的に治水対策を進めていく。そういう枠組みで動いていこうかと思っております。

○井伊委員

非常に期待しています。

○高須委員

流域治水の問題が出ましたので、ちょっと教えていただきたいんですけども、12ページの図ですと、大きく3つにゴシックでまとめられています。伺いたいのは、3番目なんですけれども、ここは被害の軽減、早期復旧・復興のための対策と書かれています。それで5項目が上がっていますけれども、これを拝見しますと、いずれも被害の軽減に関わる項目であるように思うんです。早期復旧・復興のための対策に関わる部分がかかれていないように私には見えるんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○紀南河川国道事務所

早期復旧・復興のための対策という書きぶりですけども、これは流域治水を進める上で、答申という形でオールジャパンで決められた柱になるんですけども、委員おっしゃるように、それに見合ったメニューがないということにつきましてもしっかりと議論しまして、ここに書かれているのはあくまで現時点のメニューになりますので、必要に応じて加えていきますし、災害復旧というような項目についても、議論して、加えて実施していくというふうに考えております。

○藤田委員長

早期復旧・復興というのが非常に大事なことだと思いますので、そういったこともご検討いただけたらと思います。

○立川委員

私も、13ページのところで教えていただきたいところがあります。この図で、今現状は令和3年3月ということで、今の疎通能力が19,000 m^3/s あって、それを今回の計画で22,000 m^3/s まで引き上げるところですが、この引き上げる3,000 m^3/s は河道掘削で実現されるということで、流域治水のメニューはそれよりももっと超えたところという理解でしょうか。

○紀南河川国道事務所

立川委員の解釈で間違いないというふうに思っております。あくまで太い矢印は、河川整備に特化した目標ということなんですけれども、流域治水は先ほどお伝えしましたように河川整備だけではなくて、あらゆる水災害を対象としていますので、河川整備もしっかりやりますけれども、それ以外の水災害対策というのも実施するというふうに解釈いただければと思います。

○立川委員

そうしますと、22,000 m^3/s まで疎通能力を上げるというところは河川整備で進められて、今回の整備計画の主要なところというふうに理解しました。その上で、少し教えていただきたいんですが、さらにその上、24,000 m^3/s というところが基本方針でついでこの間定められたところですけども、このうちの1,000 m^3/s 部分がダムによる調節で進めることができればというふうになっておりますが、現状は電源開発のほうの自主的な操作によっていろいろな取組がなされているわけですけども、これが将来的には計画の中にも盛り込まれるように考えておられるということでしょうか。

それから、24,000 m^3/s までいくためには、22,000 m^3/s から24,000 m^3/s というところで、あとの2,000 m^3/s 部分のうち1,000 m^3/s はダムで対応を考えたいということですが、残りの1,000 m^3/s 部分を流域治水という考え方なのか、あるいはダムも含めて、22,000 m^3/s から上の2,000 m^3/s が流域治水で、そのうち1,000 m^3/s が電源開発が

お持ちのダムによって調整するという事なのか。どういう方針というふうに理解すればよろしいでしょうか。

○成宮河川調査官

先ほどの補足も含めて、今の立川先生のご質問にお答えしたいと思いますけれども、繰り返しになるんですけれども、今我々が提示している22,000m³/sの河道整備というのも流域治水の中身なんです。ダムを造ることも、河川のを能力を上げることも流域治水です。それから、森林の保全とか、田んぼにためるとか、市街化、まちづくりの中でためる、それから、避難ももちろん流域治水です。いろんなものを含めて流域治水と言っていますので、流域治水だけで別枠をやるということではなくて、全てを流域治水で取り組むということになっています。その上で、現状、流域治水、例えば森林の保全ですとか、田んぼの貯留ですとか、地下貯留みたいな話、こういったものが整備計画の目標にどう寄与できるのか、どういうふうに効果を算定しているのかというところが技術的に少しまだ確立ができていないところがあるので、ここは引き続き調査、検討をやって、先ほど岡崎が河道整備以外のものは超過洪水に対しての対策ととれるようなご説明をしましたけれども、きちっと評価ができるのであれば、それは河川整備の目標の中で見込んでいけばいい話だと思っています。ただ、現状それがまだできないので、今回ご提示している目標というのは、あくまで河川管理者がきちんと責任を持って河川整備としてできるところまで頑張るのが22,000m³/sですよということを言っています。

その上で、先ほどあった1つ上の1,000m³/sのお話でございますけれども、2つ目の目標の丸のところにあると思うんですけれども、24,000m³/sという数字、紀伊半島水害に対応するということなんですけれども、ここで利水ダムの事前放流というの、今、治水協定を結ばせてもらって頑張っているところでございますけれども、既設ダムの活用というの流域治水の中の1つでございます。ただ、こちらは今、予測精度がもうひとつしっかりと確定できていないとか、調査をどういうふうにすれば、これが確実にアップできるのかもまだ少し詰めないといけないところがあるので、洪水によってはとても効果を発揮する洪水、先ほど岡崎が言った言い方をしますと、短期間に集中した洪水なんかですと、容量の中に取り切れるのもあるんですけれども、紀伊半島水害のようにだらだらと長い雨だと調節し切れないような洪水もあるので、残念ながらまだ確実に取り切れるということまでは来ていないので、効果が発揮できるものについては見込むことで、少しでも水位を下げるためにはお役に立てると考えています。目標の数字としては、少し違うところで立てさせていただいているところです。

先ほどの基本方針の24,000m³/sと22,000m³/sの差分ですけれども、基本方針の中では、河道で23,000m³/sまでを受けます、残りの1,000m³/sを洪水調節施設等、これは今の事前放流を使うことも1つでしょうし、新しくダムを造ることも1つでしょうし、既設のダムを改造してより効果を上げるということも1つでしょうし、こういったものを少し長い時間スケールの中で検討を進めながら、1,000m³/s分の調節ができるようになればいいなということになっております。

○立川委員

今の成宮様の話、よく分かりました。流域治水として全てを含んでいるのが流域治水だということがよく分かります。流域治水のメニューの中で、河道掘削、あるいは水田による貯留、あるいはダムの事前放流と、いろんな方法があるということもよく分かりました。その上で、河道掘

削でしたら何千 m³/s 分とか、計画としては国交省のほうでも、22,000 m³/s までは河道掘削でいくというお話でしたので、そこがこういう図にメニューとして入ってくるとより分かりやすいなというふうに思いました。

○藤田委員長

私からもこの関係でご質問ですけれども、一応先ほどのご説明で、掘削をして河道整備をして22,000 m³/s という目標を立てているんですが、なかなかそううまくいかなかった場合、この二、三十年の期間でという長い期間がありますので、先ほどの利水ダムの治水運用をどうしていくか、事前放流という今の協定の枠組みだけにするのか、一步踏み込んだ治水対策として使うのか、その辺のことをできるだけ早く協議したほうがいいと思うんです。それがもしうまくいけば、河川整備計画のほうにも流量を織り込むことも可能になってくると思うのですが、それが今すぐにできるわけではないとは思いますが、この二、三十年の間黙って見ているわけではなくて、検討していくとよいと思います。その辺のお考えは事務所のほうはいかがでしょう。

○成宮河川調査官

先生おっしゃるとおりでございまして、既設ダムの活用については、事前放流の治水協定を結ばせていただいたのもその1つだと思っておりますけれども、今、発電の事業者さんにもご努力いただいて、いろんな取組について連携をさせていただいているところでございます。ですので、今すぐこれだけということをお示しするということではないんですけれども、これまでやっておりますけれども、引き続きより効果を発揮するためにはどういったもの、これも流域治水の1つでございますので、検討を進めていくことはやらせていただくということはあると思っています。

ちなみに、今日は目標だけでございますので、そういった具体的な検討内容とか整備内容は本文の中とか具体的な整備内容の中でお示ししていくことになるんですけれども、例えば他の河川の事例なんかで言いますと、既設ダムの活用ですとか運用については調査・検討するといった書きぶりで整備計画の中に入っているような事例もございますので、そういった書き方をするといいのも1つかと思っております。

○藤田委員長

立川委員、先ほど質問したことで、よろしいでしょうか。

○立川委員

よく分かりました。ありがとうございました。

○横田委員

今のお話の中で、13ページの図を見ると、薄い水色がずっと上がっていく。要するに、段階的に整備されていくというイメージなんですけれども、計画が、時間軸に落とし込んだような計画にならないものかなという気がしてまして、例えば、4ページに既存ダムの施設改造等に向けた調査・検討とあるんですけれども、20年間にわたって調査・検討するわけではないはずなので、これは先生おっしゃったとおりで、何年間ぐらいを目途に調査・検討をするんだとか、例えば、5ページの適切に土砂共有のところも、全て検討と書いてあるんですね。いつごろまでに検討を終えて、どうするんだということが計画にないと、20年間検討しっ放しで終わりということにもなりかねないので、少し時間軸に落とし込んだような表現が望ましいのではないかなという気がいたします。

○藤田委員長

そのあたり、どうでしょうか。例えば、何年間ぐらいは検討して、対策につなげていくとか、もう少し具体的なことが書けないかということだと思います。

○紀南河川国道事務所

今、時間軸も含めまして、J-POWERさん、ダム管理者のほうともいろいろ議論を交わしているところですが、向かうべきところは治水対策を強化するという点で一致していると思っていますので、具体的に話し合いをしまして、時間軸等明確になるようなタイミングも今後来るかなと思っています。整備計画の中でそれを明記できるかというのは、今まさに調整中なので、この限られた時間の中でできるだけ努力をしまして、どういう表現になるかということも含めまして今後ご確認いただければと思います。

○藤田委員長

今日J-POWERさんも来られていますので、何かコメント等がありましたら。

○恩田電源開発(株)土木グループ長

電源開発の恩田です。

今、岡崎副所長がおっしゃられたとおり、国交省さんと話をさせていただいております。当社としても平成の初めころからインフラの事業者として協力しておりますので、引き続き積極的にインフラ事業者の一員として協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○藤田委員長

どうもありがとうございます。

○松尾委員

今の議論で、整備計画流量を達成するためにこれから整備メニューを検討されると思うんですけれども、先ほど立川先生がおっしゃったように、きちんと担保できるものに関しては原案に明記していただきたいと思っております。ただ単に今後検討していただくだけではなくて、河道掘削等ハード対策でここまでやるんだということは明記していただきたいなと思っております。

○藤田委員長

もう少し具体的なそういう計画を明記していただくといいかなということですので、今の段階ではちょっと難しいのかもしれませんが、ご検討いただけたらと思います。

○井伊委員

もう一度流域治水について確認ですけれども、これからいろんな形でこういうのをやっていく上で、例えば数値目標を立てるとかいろいろあると思うんですけれども、その中でちょっと気になったのは、これは国交省だけではなくて、いろんな機関と調整しなければいけない。そうしたときに責任がどこになるかということです。20年、30年先にやりますよというのはいいんですけども、今、時間の話が出たんですけれども、責任の所在がはっきりしないと、流域治水という考え方は総論では賛成だと思うんです。問題は、このことについてはどこが音頭を取るのかとか、そういったところがきちんとしていかないと、結局、うちでやる予定だった、いや他じゃないかというふうになって、にらめっことか、お見合いみたいな形になって、どっちの責任か分からない状態に進むことがあるので、これは国交省が中心になって進めるのか、それとも、県とか市町村、まちづくりとか、その辺も非常に関係してきているんです。

これは熊野川だけじゃなくて、日本全国でそういうことが起こると思うんですね。そういった

ときに、本省のほうでどう考えているのかなと思って。流域治水という考え方はいいんだけど、責任者がどこかということを確認しておかないといけない。それと、さっきも出たように時間もはっきりしないと、皆さんいいと思っているんだけど、県としては30年後を考えているという場合もあるし、町としては5年ぐらいと違ってくると思うので、その辺をきちんと音頭を取ってやっていかないといけない。取りあえず器ができたの。僕これ大賛成なんですよ。今までなかったから。次は具体的に責任者をはっきりさせる。責任者がはっきりすれば、時間も決まりますよね。いつまでにやらなきゃいけないと。そういったところが非常に大事なかなというふうに思ったんですけども、どうでしょうかね。

○藤田委員長

今のご質問ですが、誰がやるのかとか、誰が責任を持ってやるのかとか、誰が全体をちゃんと見て管理するのか、その辺は国のほうとしてどういうような考え方でしょうか。

○成宮河川調査官

今日は、河川整備計画ということで、前提として河川法に基づく計画ということでございますので、河川管理者としてこういうことを定める、こういうことができるということを書いています。その中で、流域治水の整備についても一部反映していきましようというご説明をしているつもりでございます。

委員おっしゃるとおり、流域治水というのは河川管理者だけではなくて、様々なところが入っておられまして、河川法の枠、違う法律でやる施策もたくさんございますので、その責任の所在がどうかということだと思います。法律が違うものを河川法の中で書くわけにはいかないというところでもございますので、以前この会でもご説明させていただきましたけれども、別途流域治水協議会というのを定めまして、これには河川管理者以外に、市町村も入っています。都道府県も入っています。国の機関も、国土交通省だけではなくて、農林水産省ですとか、経産省ですとか、内閣府ですとか、いろんな関連の省庁も全て入った上で、それぞれの施策を持ち寄って、責任の所在がどこにあるのか、誰が実施するのか、どこまでやるのかというのを調整しながらやっていくという枠組みができていまして、東京のほうでも本省庁間でそういう検討会、交流会をやっています。ご当地、新宮川についても、新宮川水系の流域治水協議会というのを定めまして、みんなが一緒になって計画を定めているというところがございますので、そこはそういった調整する仕組みをつくって、今やらせていただいているというところがございます。

○藤田委員長

いろんな関係者が協力してという理念的なところはすばらしいですけども、流域治水の協議会でやったことで、一体どれぐらいの治水安全度が上がったのかとか、そういう情報が住民の方は欲しいのかなと思っていまして、それぞれが頑張っただけで安全度を高めるといって、そういうことに加えて、誰かが整備して、一体どれぐらい治水安全度が今向上しているのか、その辺の見える化というか、そういうのも努力しないといけないと思うのですが、それは河川整備計画とはまた別のことになるわけですよね。

○成宮河川調査官

先生おっしゃるとおりでございまして、そういったものが見える化するためのやり方ですとか、技術的なものですとか、そういったものを今まさに調査・検討しているところがございますので、しっかりとやっていきたいなというところは全国的にもやっているところがございます。

当然、河川整備計画なり河川整備基本方針なりの中で、川を守るための流量、水位がどれだけ下がるかというところで最終的には寄与していくというところがございますので、河川管理者としても積極的にそういったものには協力をさせていただいて、各事業者の考えられるそういった検討・調査についても一緒になってやっていきたいなと思っているところではございます。

○清岡委員

難しい質問ではないんですが、ちょっと疑問に思うというか、ただいま考えておられるのは、掘削だけなんですか。方法として、ほかに何かあるんでしょうか。

○藤田委員長

その辺、いかがでしょうか。掘削だけが方法なのかというところです。

○紀南河川国道事務所

代表的なものが掘削になるんですけども、ほかのメニューも検討しております。

○清岡委員

よく分かりました。これは大都会のお話でしょうけれども、地下へ貯留したりとかそういう方法もあるんですけども、田舎ではそれはできないんですか。

○紀南河川国道事務所

先般変更が終わりました河川整備基本方針のほうでは、所定の洪水を川と上のダムによって調節するというふうに決まったところなんですけれども、その23、000m³/sの段階的な今回の整備計画につきましては、基本的には水位をできるだけ今の川から下げるという対策で、おおむね掘削を行うと。当然掘削だけではなくて、地震の対応であったり、施設の老朽化であったり、ほかに抱えている課題もたくさんございますので、そういう対策も含めまして30年間で実施するメニューというのを今検討しているところです。

○清岡委員

ありがとうございます。そういうことを逐次またお知らせいただきまして、住民が安堵できるようにお願いしたいと思います。

それと、ただいま掘削して、そのものをどこかへ再利用しているとか、海岸の保全に充てたりとか、何かそういう方法でなさっているのか。例えば、どこかへストックしていた場合、膨大な量になりますので、それがまた災害が起きたときに元へ流れ込むんじゃないとか、小さな考えが起きてきてしまったんですけども、その辺はどのように。

○紀南河川国道事務所

そこがずっと懇談会からもご指摘いただいているところなんですけれども、持続可能性という観点で、すごくそこは意識しておりまして、掘ったら当然土砂が出てきます。出てきた土砂は、ほかのところの事業との連携で有効活用しているのが今の実態になります。

実績としまして、新宮市とか紀宝町の高台、津波が起こったときの避難場所、洪水が起こったときの避難場所になるような高台整備をするための土砂として活用しています。あと、井田海岸の養浜事業ということで、海浜が細ってくるというようなところも、三重県さんと連携しながら事業を実施していると。あとは、砂利の有効活用という形もありますので、砂利採取業者のほうにしっかり分配できるように、出てきた土砂をしっかりと地域を使って連携しながらサイクルを回していくということが持続可能性というものにつながるというふうに意識していますので、そういうところを念頭に置いた整備計画を策定しようと考えております。

○藤田委員長

ぜひ住民の方々からいろんなリクエストをされるといいのかなと。こういうふうには土砂を使っ
てほしいとか、要望をいっぱい出されるといいのかなと思います。

○泉委員

今に関連しまして、河道掘削によって土砂が相当出ると言うんですけども、それは避難場
所の確保のために利用するとかいうことを今何件かやっているはずなんですけれども、もう1つ、
これは長期になると思うんですけども、はっきり言ったら、低地のところ、特に津波とか洪水
とかで危険なところに住まわれている方が結構あると思うんです。その、これは大分時間と費
用がかかると思うんですけども、その土砂を使って高台移転ということも1つ考えられると思
うんですけども、そこら辺のところも1つ検討材料に入れていただければと思っておりますけ
れども、どうでしょうか。

○紀南河川国道事務所

そこは連携の一環だと思っておりますので、まちづくりとして高台移転をするというような関係
機関がございましたら、しっかり連携してやっていこうかなと思います。土砂も継続的に出てき
ますので、こちらから常に関係機関さんには声かけをしまして、何か使う方策はないかとい
うことで、そこはしっかりアンテナを立てて動いていきたいなと思っております、そういう声にも
応えていけたらと思っております。

○松尾委員

今、総合土砂管理のところが出ていますので、右下の3つ目のぼつ、動植物の生息・生育環境
に適した河床材料粒度分布として質的管理の検討とありますけれども、これは河床粒度の質的管
理だけじゃなくて、瀬、淵の維持形成、これは河床材料の粒度分布が関係しますけれども、そう
いったことも含めた質的管理の検討にしていきたいなと思っております。

もう1点、6ページのところで河川風景という言葉があるんですが、言葉の問題かもしれませんが、
これはやはり景観のほうがいいんじゃないかなと思うんです。風景というよりも、景観と
いうのはより広い意味を持つと思うんです。歴史、文化的な遺産であるとか、河道の形態である
とか、河床の状況であるとか、あるいはそこでの動植物の生息、生育状況を含めた広い意味で言
うと、河川風景じゃなくて河川景観のほうがいいんじゃないかなと。以上、2点です。

○藤田委員長

最初の質問は、生物の生息環境というと、粒径だけじゃなくて、いわゆる河床形態が大事だ
ということですね。淵、瀬とか、そういうような河床形態もしっかり管理するということが必要だ
というご意見でした。あとは、河川景観のほうがいいのではないかとありますが、特に回答
がなければ、ご検討ください。

○高須委員

今、言葉の問題が出ましたので、1つ気になっていたことがあるんですけども、7ページ、
タイトルが水辺のふれあい・交流を育むというふうになっているんですが、水辺のふれあいは、
日本語として座りが悪いような気がして、例えば、水辺とふれあい、交流を育むと、「の」を
「と」にしたほうがいいような気がしたんですけども、いかがですか。

○紀南河川国道事務所

ご指摘いただいたとおり修文させていただきます。

○藤田委員長

このあたり、ぜひ委員の方々から修正意見をこの後送っていただいて、よりいい表現にしていければと思いますので、ご協力お願いします。

○井伊委員

河道掘削の件が出たので、10ページをお願いしたいんですけども、10ページに河道掘削が出ていて、僕はそのとおりだと思うんですけども、現実問題として、掘削した後、当然毎年のように土砂が上から流れてくる。そうすると、当然これだけの断面というのは確保できないと思うんですよね。だから、それについてどのようにして対応していくのか。

もっと言うと、今回の区間で言うと、モニタリングの検討と書いてあるところがありますけれども、どうせ流れ込むのであれば、そのやや上流側の土砂をカットしておくとか、そういうような考え方もあるだろうし、より多く取っておけば、それが本当に環境にいいかどうかは別ですけども、そういったこととか、それから本当に毎年毎年チェックしてやるのか。結局、これは目標として22,000m³/sと上げているけれども、計算上、今言ったように、全断面掘れば22,000m³/s いくかもしれないけれども、現実問題としてはそうならない可能性が大きいですよ。実際に洪水時土砂は流れますから、洪水前は22,000m³/sの河道断面があったとしても、洪水とともに土砂がいっぱい流れ込むんだから、当然そのときには断面はないんですよね。

そういった考え方なんで、それで僕は、前から言っているように、計算上は1つのことで頑張るといってもいいんですけども、流域とかいろんな考え方があって、1つのものではなかなか難しいので、総合的に考えるようなことをしていかないとパンクするという考え方があるので、何でも1つの方法で絶対に安全を確保できるというのは難しいと思うんです。

確かに、今言ったように、毎年毎年モニタリングして掘削するんですよ。それはそれでいいと思うんですけども、その辺の総合的な安全を見るということをやっていくべきではないかなと思うんです。どうですかね、この辺の考え方は。

○藤田委員長

その辺いかがでしょうか。掘削してもまた埋まってくるというのは必然的なところだと思いますが。

○紀南河川国道事務所

井伊委員が気になされていることと、我々が気にしていることは全く同じになります。当然掘削して断面を広げますけれども、自然現象として再堆積するということは当然認識しておりますので、まずはこの22,000m³/sというのは、この河道を維持できるという目標だというふうに思っただけであればいいと思います。

ですから、モニタリングといいますのは、特に出水直後に土砂が流れてくるという傾向があると分かっていますので、改修を進めながら、ある程度断面を確保する途中で、また出水も起こるといことは、実現象として起こると思いますので、その際にどういう河道の断面になっているかということも含めまして、その分も掘削しつつ、22,000m³/sを目指していきたいというふうに、目標設定だと思っただけであればいいかなと思います。

○藤田委員長

掘削はしていかないといけないなというふうには井伊委員も仰ってられます。河道断面を守るために掘削するわけですけども、そうではなくて、掘削した土砂を使うということにすれば元

気が出てくるわけですね。だから、掘削して、毎年土砂が来て、余計な仕事になるという意味ではなくて、取って使うという・・・。

○井伊委員

そうじゃなくて、まず1点目は、そもそも22,000m³/sはずっと確保できるのかなということ疑問に思ったんですよ。だから、もうちょっと余裕を見た22,000m³/sだったらいいんだけど、ぎりぎりここまで掘った状態で22,000m³/sという考え方であれば、やっぱりそれよりも増えますね。そうなってくると、22,000m³/sって本当に確保できるのか。実際は余裕を見ているのか、そういうような考え方が聞きたかったんです。

○藤田委員長

今のご意見は、22,000m³/sで準備しているけれども、洪水中にそれが埋まってしまって流せない。その洪水中の話ですね。

○井伊委員

常に空っぽだったら22,000m³/sになるのか、それともある程度入ってもいいのか、そこです。

○紀南河川国道事務所

今、22,000m³/sを設定する際には、再堆積というものも念頭に入れて実際に掘削すると、30年ぐらいでどこまでできるかというのは、計算には入れて設定させていただいていますので、やみくもにこの量になったというわけではありません。実現象も認識した上で、段階的なゴールという形で設定させていただいています。

○井伊委員

ということは、要するに、ある程度余裕を見ているんですね、この数字は。安心しました。

○瀧野委員

昭和初期とか大正期の写真を見ると、熊野川の河口というのはすごく広がって、物すごく大きな口を開けた状態の河口になっていたと思うんです。現在の10ページの河口の写真のような河口の形態が、掘削によって流量は確保できても、最後に出ていくときに、それが抵抗にならないのかという心配をするんです。このあたり、専門ではないので分からないんですけれども、いかがなものでしょうか。

○藤田委員長

河口砂州の問題はどう考えているかということだと思いますが。

○紀南河川国道事務所

河口砂州の管理というのも、非常に河道整備をする上で課題だというふうに思っていて、特に出水のときに、口が開くか開かないかというところで、かなり本川水位に影響しているということまでしっかり確認できていますので、この砂州を管理する中で、台風期、出水期前にはしっかりフラッシュできるような砂州の管理と、あと高さの管理、そういうところは注視していかないと駄目だなというふうには思っています。

○瀧野委員

その管理は非常に重要な問題ですね。それとモニタリング、洪水のときに砂州がどうなるのか。通常は洪水のときに砂州が飛んで流れて、その後また埋まるということなので、その辺のデータなんかも多分あると思うので、そういうふうなことも含めて、それからさっきの掘削のとき

ろも、やっぱり掘削しながらモニタリングをして、一体どういう形で埋め戻されていくのかとか、そういうこともデータを集めていくというのが大事なかなと思います。

○森委員

ちょうど河道掘削の話になりましたので、コメントを申し上げます。

掘削、特に河口域のところは問題で、しかも土砂の使い道に困っているということを現地視察のときに伺ったと記憶しています。藤田先生が言われたように、どう活用していくかという話があると、プラスのモチベーションでいいんだろうかなと思いますので、そのあたりの土砂の利用法というのを、ここに盛り込まなくてもいいと思いますが、言ったほうがいいんじゃないかなと思います。

その中で、流域治水という話が何度も出ていますが、海岸のほうでは総合土砂管理というのが結構前から言われているので、要は、日本のほとんどの海岸は、砂は浸食傾向にあって、砂が足りないという問題がすごくあるんですけれども、ここに限っては、河口域に砂がたまるという結構逆向きのエリアで、非常に珍しいと思います。なので、うまくこの近辺、王子ヶ浜とか七里御浜とか、そういうところに浸食傾向があるところがあれば、河口域に土砂を積極的に投入して、海岸保全にも役立てるみたいな、そういうポジティブなプランがあるといいんじゃないかなと思って聞いておりました。

あと1点、地形変化についてコメントがあります。モニタリングの強化というのは大賛成です。8ページ目に河口砂州、中流域の砂州のモニタリング等というのは非常に大事だと思います。可能でしたら、モニタリングだけじゃなくて、モニタリング結果を生かしたそういう砂州もしくは流下土砂量の予測というのを盛り込んでいただいて、単にモニタリングするだけじゃなくて、それを予測につなげて、さらに流下能力の将来変化対応に役立てていくというPDCAサイクルみたいなものをうまくつくっていくというのも大事なんじゃないかなと思って聞いておりました。

以上2点でございます。

○藤田委員長

それでは、和歌山県さんが手を挙げていらっしゃるんですが。

○宗和歌山県河川課長

先ほど藤田委員長からもお話があったことではあるんですけれども、整備計画の目標というところの中では、23年水害に対して水位をできるだけ低下させることに努めるというふうになっておまして、一方で洪水調節機能の強化については、基本方針において位置付けたその実現に向けて取組を行うというふうに資料の中で書かれておりました。

和歌山県としましては、直轄区間の上流を管理する立場としまして、やはり上流での洪水調節というのは、直轄区間のみならず、上流の区間にも効果のある、非常に重要な施策だと思っておられますので、ぜひこの期間内での実現、またその目標に可能な限り位置づけていくということについて、ご検討いただければというふうに考えているところでございます。

また、河川整備の目標である22,000m³/sという数字につきましても、河川整備としても、将来的な目標である河川整備基本方針に対して段階的な目標であるというふうに理解しております。整備のスピードアップというものも非常に重要だと考えておりますので、今の目標期間内での22,000m³/sということだとは思いますが、それが可能な限りスピードアップを図れるような様々な手法の検討であるとか、そういったことにも積極的に取り組んでいただけるよ

うな計画にしていいただければと考えております。

○藤田委員長

県と直轄のところと連携をしっかりやっていただきたいなと思います。

○加治佐委員

もう話題として過ぎたのかもしれませんが、基本方針の達成のための手段の中で、先ほどお話の中で、これからダムも追加して造るなどの方策もいろいろ可能性はあるというふうに、ちょっと私、聞き間違いだったかもしれませんが、そう聞いたんですけれども、そういった中で、穴あきダムという言葉がありますよね。水をためない、最初から穴が開いているダムとかは、私は、こういった目的のためにはもう少しあちこちあってもいいんじゃないかと、素人ながらに思っているんですが、そういった言葉のこういう中での記載というんでしょうか、書き込んでおいていただくというようなところの可能性はないんでしょうか。それが質問になります。

○藤田委員長

具体的な対策として、掘削だけじゃなくて、先ほどダムもというような話もちらっと発言があったように思うんですが、そういう穴あきダムのような、環境にあまり負荷を与えないようなダムとか、その辺はいかがでしょうか。もう全然考えないのか、整備計画に書くのが妥当なのかどうかなんですが、いかがでしょうか。

○紀南河川国道事務所

今まさに調整しているところですので、それらを踏まえて、どういう記載にするかというのは考えていきたいと思います。今のところ、穴あきダムという明確な話で議論はできていないという状況です。

○藤田委員長

具体的にはまだだと思いますが、いろんな施設等というところですよ。1,000m³/sの部分ですか、そういうふうなところには検討する余地はあるというような感じで捉えておけばよろしいでしょうか。全く排除しているものでもない。

○紀南河川国道事務所

一つのご意見として捉えさせていただきます。

○藤田委員長

そういう意見も懇談会であったということで、よろしく願います。

ちょっと時間も押してきたんですが、関係住民の意見の取り方についての説明もありましたが、これについて何か。

○横田委員

ちょっと教えていただきたいんですけれども、河川法上で言う関係住民というのは、何か定義があるのか、あるいは国交省さんとしてこういう基準で運用をしているということがあるのかどうかを教えていただければなど。

何でそんなことを言うかという、公聴会のところのご説明で、対象者が文面では流域3県の在住者に限定とあるんですが、ご説明のときは、流域内の住民というご説明をたしかされたような気がするんですけれども、そこは限定されるのかどうかということ。

それから、ホームページになると、誰が言ってくるか分からないわけで、これは募集条件なしとなっているんですけれども、これが法律で言う関係住民に当たるのかどうか。

それから、全く関係のない人がホームページに意見を書き込んできたときに、その人の意見も公表することになるのかどうか。その辺の関係住民との関係でお教えいただければと思います。

○紀南河川国道事務所

まず、法律上の位置づけになりますけれども、河川法の16条のほうで、河川管理者がします整備計画の原案に対して、住民からご意見をいただくと。あわせて、学識者からもご意見をいただくというふうになっております。その中で、住民がどの範囲かという限定は明確なものはないというふうに認識しておりまして、今まさに懇談会の規約にありますとおり、住民意見に対してどの範囲でどういう形で意見をいただこうかというのは、これは懇談会のテーマの一つでありますので、今日提案をさせていただいたというような形になります。

インターネットも、アンケートにしましても、どういう形でご意見がどれぐらいの数出てくるかというのは、正直未知数なところがございますので、あまりにもご意見としていただけないようなものが出てこないとも限りませんので、そのあたりは状況を見ながら、どういう方にご意見をいただくことにしたのかというような審査も踏まえていく必要があるのかなというふうには思っています。

○横田委員

それは、事前に決めておかないで、取りあえず募集して、来た意見を見て、無視するものは無視すると、そういうことですか。

○紀南河川国道事務所

基本的には匿名にはなるんですけども、我々自体は、どなたが意見をいただいたかというのは分かっていますので、だから基本的には意見をされる方は、名前もご身分も明らかにした上で、ご意見をいただくということなので、あまりむちゃなご意見は出てこないんじゃないかなというふうに期待はしています。

○横田委員

その場合、例えば法人であるとか、団体であるとかいうのは、関係住民に入りますか。

○紀南河川国道事務所

もし先ほどの名前も入れていただいてご意見をいただくときに、法人であれば、関係住民としてのご意見をいただいたと解釈することになるかと、それは出てきて、もし何らか問題があれば、こちらでもまた検討していきたいなと思います。

○横田委員

例えば、流域で事業を行っておられる会社が、会社として意見を言いたいというときには、あなたは自然人じゃないから駄目だということにならないのかということなんですけれども。

○紀南河川国道事務所

あくまで関係住民としてご意見をいただきますので、会社として提出されたかどうかというときは、状況によっては問い合わせさせていただくかもしれません。それはちょっと個別の対応になろうかと思えます。

○藤田委員長

細かな点もいろいろ気になるところがあるかと思いますが、基本的にこれは次の懇談会の後ということですよ。

○紀南河川国道事務所

今日いただいたご意見も踏まえまして、次回懇談会で、公聴会とかアンケートのやり方も、これでいきますという形でご確認いただこうかというふうに思っています。

○藤田委員長

それでは、時間も終わりの時間に近づいていまして、ちょっとまとめるのと、最後の確認を取らないといけないというところです。この中身についてのご意見は引き続き事務局のほうにお送りいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

今日は河川整備計画の目標ということで、資料の3ページに5つの基本的な考え方が提示されました。文言をもう少し変えたほうが良いというご意見もありましたので、より適切な文言にはこれからまた少し検討していただけたらと思いますが、まずこの点を少し確認していただきたい。この5つの観点が基本的な考え方であると。

2つ目は、洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標としては、熊野川河川整備計画の目標流量として基準地点相賀において22,000m³/sの流量を安全に流下させるということも整備計画の中に書かれるということ、それから平成23年9月の洪水と同規模の洪水に対しても、水位をできるだけ低下させることに努めるということ、それからあらゆる関係者が協働して人命、資産、社会経済への被害軽減を図る。このことを目標とすると。少し今日ご意見がありましたので、これを基本に、少し文面は考えていただけたらと思いますが。

それから、3つ目として、住民意見の聴取方法については、公聴会及び紙とインターネットを活用したアンケートについて実施するというので、どういう方を対象にするかということでご意見がございましたが、その辺も検討していただきたいということです。

今日の議題は以上の3つの点でありましたが、基本的に以上のようによろしいかどうかということで聞きたいんですが、これでよろしいでしょうか。ちょっと細かな点は幾つか検討することがあります。

では、以上のようなことで、基本的にはこういう方針で結構ですということで、懇談会としては回答したいと思いますが、これについてご質問等ありましたら、またメール等で直接ご対応いただけたらと思います。

それでは、その他ありましたら、事務所から説明をお願いいたします。

○紀南河川国道事務所

紀南河川国道事務所よりその他について1点ございます。今回の熊野川懇談会のニュースレターの配布について確認させていただきたいと思っております。

今回のニュースレターについても、前回の熊野川懇談会同様に、閲覧資料設置場所に閲覧用のニュースレターを1部設置させていただきまして、配布は行わないということによろしいでしょうか。

○藤田委員長

今、事務所から提案がありましたが、委員の皆様のご意見はございますでしょうか。よろしいですか。これまでと同様ということで、特にないようですので、今回の懇談会のニュースレターは閲覧用設置のみで、配布は行わないということにいたします。

それでは、本日は非常に貴重な意見を皆様からいただきまして、どうもありがとうございました。その他何かお気づきの点がありましたら、事務局のほうへメールなりファクスなりでお伝えいただければと思います。次回また、今日程調整中ですが、次回懇談会、多分12月で

すか、に調整されていると思いますので、こちらのほうもご参加をお願いいたします。

それでは、私の進行はここまでとさせていただきます、司会者のほうにお返ししたいと思います。

○紀南河川国道事務所

長時間にわたりますご討議大変ありがとうございました。

閉会に当たり、紀南河川国道事務所長の川尻よりご挨拶申し上げます。

○川尻紀南河川国道事務所長

本日はご多忙の中、委員の皆様方にはご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

河川整備計画原案の作成に向けまして、本日計画の目標の考え方、そこに記載すべき内容、それから文言につきましても、多くの意見をちょうだいしましてありがとうございます。また、意見聴取方法に関しましてもご議論いただきましてありがとうございます。

次回懇談会におきましては、整備計画原案を公表するという段階になります。原案に対するご意見を広く聴取するということとなりますので、これから年末、年度末というお忙しい時期となり、委員の皆様方にはご負担をおかけしておりますが、今後ともご意見をちょうだいできればありがたく存じます。

本日は誠にありがとうございました。

○紀南河川国道事務所

それでは、これもちまして、第16回熊野川懇談会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。